

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 下水道マンホール蓋交換工事（越谷第十処理分区）  
(3) 場 所 越谷市南町三丁目地内  
(4) 履 行 期 間 令和3年4月21日から令和3年6月30日まで  
(5) 契 約 金 額 3,520,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 池中建設株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷7-31-3  
(8) 概 要 マンホール蓋交換 16箇所  
付帯工 1式  
(9) 理 由 【特命随意契約理由】  
本工事は、越谷・松伏水道企業団発注の舗装工事と一連で作業することにより、工期の短縮・円滑な施工・安全性を確保できるとともに、経費の削減ができることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記の舗装工事の受注者である池中建設株式会社に特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 富士中学校外1校プールろ過機改修工事  |
| (3) 場所    | 越谷市新越谷一丁目85番地外  |
| (4) 履行期間  | 令和3年4月23日から令和3年10月29日まで   |
| (5) 契約金額  | 2,389,860 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社三進ろ過工業<br>東京営業所   |
| (7) 受注者住所 | 東京都豊島区巣鴨1-9-11  |
| (8) 概要    | 工事の概要：富士中学校、栄進中学校のプールろ過機の改修工事を行う。   |
| (9) 理由    | <p>随意契約理由：本工事は、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、同一施工業者以外に工事を行わせた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結するものです。</p> <p>特命理由：本工事は、既存ろ過機の一部を工事するものであり、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、同一施工業者以外に工事を行わせた場合、設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるので、工事後のろ過機の機能維持と施工責任の所在を明確にするため、既存ろ過機メーカーである株式会社三進ろ過工業東京営業所を特命にて契約を締結するものです。</p> |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事   |
| (2) 件名    | 大沢小学校外4校プールろ過機改修工事   |
| (3) 場所    | 越谷市大沢二丁目13番21号外  |
| (4) 履行期間  | 令和3年4月23日から令和3年10月29日まで  |
| (5) 契約金額  | 4,946,590円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社三進ろ過工業<br>東京営業所  |
| (7) 受注者住所 | 東京都豊島区巢鴨1-9-11   |
| (8) 概要    | 工事の概要：大沢小学校、西方小学校、出羽小学校、大袋東小学校、大袋北小学校のプールろ過機の改修工事を行う。  |
| (9) 理由    | 随意契約理由：本工事は、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、同一施工業者以外に工事を行わせた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結するものです。<br><br>特命理由：本工事は、既存ろ過機の一部を工事するものであり、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、同一施工業者以外に工事を行わせた場合、設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるので、工事後のろ過機の機能維持と施工責任の所在を明確にするため、既存ろ過機メーカーである株式会社三進ろ過工業東京営業所を特命にて契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 出羽小学校外5校エレベーター修繕  |
| (3) 場所    | 越谷市谷中町二丁目69番地外  |
| (4) 履行期限  | 令和3年4月27日から令和3年9月30日まで  |
| (5) 契約金額  | 5,567,210円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 三菱電機ビルテクノサービス株式会社<br>関越支社   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区仲町1-110  |
| (8) 概要    | 修繕の概要：下記小学校のエレベーターの部品交換を行う。<br>出羽小・増林小・大間野小・西方小・花田小・城ノ上小  |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由：本修繕は、既設エレベーターの巻上ロープ等を交換する修繕であり、エレベーターの構造及び機器等の故障に関する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、製造者である、「三菱ビルテクノサービス株式会社関越支社」と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事
- (2) 件 名 下水道築造工事（区6-140号線外2路線）
- (3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内
- (4) 履 行 期 間 令和3年5月6日から令和3年7月30日まで
- (5) 契 約 金 額 7,392,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者 清和土木株式会社
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市南荻島4288
- (8) 概 要 路線延長 L=142.4m  
管体延長 L=138.3m  
硬質塩化ビニル管Φ200 L=138.3m  
組立1号マンホール 5箇所  
取付管およびます 9箇所
- (9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-140号線外3路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費においてコストを削減できることから、当該工事の受注者である清和土木株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木施設維持管理（苑地）  
(2) 件 名 庭園管理委託（第一学校給食センター外2か所）  
(3) 場 所 越谷市相模町三丁目48番地1外  
(4) 履 行 期 間 令和3年5月21日から令和4年2月28日まで  
(5) 契 約 金 額 1,199,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社東武緑化サービス  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷6-17-3  
(8) 概 要 市内3か所の学校給食センターは、衛生管理を求められる施設であり、その広大な敷地の維持管理を行う必要がある。したがって、低木剪定や除草、抑制剤等の散布といった専門的知識、高度な技術を活用し、経済的かつ効率的に業務を遂行する必要があるため委託する。  
第一給食センター 一式  
第二給食センター 一式  
第三給食センター 一式  
(9) 理 由 随意契約理由：本案件は、過去2回の入札を実施しましたが、入札に付し落札者がいなかったため不調となったものです。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。  
なお、本案件の直近の入札において応札があった業者の見積合わせ（9者）とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 （仮称）緑の森公園保育所整備事業設計業務委託
- (3) 場 所 越谷市越ヶ谷字一番2620番1外
- (4) 履 行 期 間 令和3年5月21日から令和4年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 50,438,850 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社新居千秋都市建築設計
- (7) 受注者住所 東京都目黒区祐天寺2-14-19  
四宮ビル2階
- (8) 概 要 (仮称)緑の森公園保育所を整備する基本設計および実施設計業務を委託する。  
(延べ面積2,200㎡程度)  
委託目的：本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 【随意契約理由】  
本件は、設計者の企画力、技術力及び経験等による平面プラン（レイアウト）や構造により費用が左右されることから、価格による競争だけでなく、設計を委ねるにふさわしい適性を備えた設計者を選考する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、公募型プロポーザル方式による随意契約とするものです。  
【特命理由】  
審査の結果、最も評価が高いと認められた株式会社新居千秋都市建築設計を契約相手方とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 十両堀排水機場No. 2雨水ポンプ修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市弥栄町二丁目514番地172   |
| (4) 履行期限  | 令和3年6月10日から令和4年2月25日まで  |
| (5) 契約金額  | 17,325,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 昱株式会社<br>北関東支店  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-9<br>ニッセイ大宮桜木町ビル   |
| (8) 概要    | 修繕概要：十両堀排水機場No. 2雨水ポンプ（φ350 15kW）のオーバーホール一式   |
| (9) 理由    | 特命随意契約該当理由：<br>本修繕は、老朽化した株式会社日立製作所が製造した雨水ポンプのオーバーホールである。ポンプ本体を分解し清掃・組立調整を行う際に、当該ポンプに精通している者以外に修繕させた場合、今後の運転に支障をきたす恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本ポンプの知識や現場の状況等に精通している製造メーカー特約店であり施工者である昱株式会社北関東支店と特命随意契約とするものである。 |



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 下水道築造工事（区6-91号線外1路線）  
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内  
(4) 履 行 期 間 令和3年6月16日から令和3年10月29日まで  
(5) 契 約 金 額 3,157,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 矢島建設株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山1959  
(8) 概 要 路線延長 L=61.9m  
管体延長 L=59.0m  
硬質塩化ビニル管φ200 L=59.0m  
1号マンホール 2箇所  
小型マンホール 1箇所  
取付管およびます 6箇所  
(9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-91号線外2路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費においてコスト削減ができることから、当該工事の受注者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 盛土整地工事（190-1街区外1街区）  
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内  
(4) 履 行 期 間 令和3年6月18日から令和3年9月10日まで  
(5) 契 約 金 額 4,785,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 清和土木株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市南荻島4288  
(8) 概 要 敷地造成工 A=1053m<sup>2</sup>  
購入土盛土 V=300m<sup>3</sup>  
発生土盛土 V=295m<sup>3</sup>  
(9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-140号線外3路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費においてコストが削減できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記既設工事の受注者である清和土木株式会社と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事   |
| (2) 件名    | 東越谷第三ポンプ場除塵機修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市宮前一丁目18番地3  |
| (4) 履行期限  | 令和3年6月18日から令和3年12月15日まで  |
| (5) 契約金額  | 4,620,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社前澤エンジニアリングサービス<br>関東支店   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県川口市仲町5-1-1  |
| (8) 概要    | 除塵機のオーバーホール一式  |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由：下水道中継ポンプ場の除塵機は、継続的に使用される設備であり、都市機能を維持するための重要な施設である。そのため、高品質な修繕が可能な信頼のある業者と契約する必要があり、価格面での競争を主眼とした競争入札では、その確保が難しいため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により当除塵機の製造業者である株式会社前澤エンジニアリングサービスを契約の相手方とする。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 下水道築造工事（区6-66号線）  
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内  
(4) 履 行 期 間 令和3年6月21日から令和3年10月29日まで  
(5) 契 約 金 額 2,849,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 太陽建設工業株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市谷中町4-143  
(8) 概 要 路線延長 L=43.1m  
管体延長 L=41.3m  
硬質塩化ビニル管φ200 L=41.3m  
1号マンホール 1箇所  
取付管およびます 2箇所  
(9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-66号線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費においてコストが削減できることから、当該工事の受注者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 下水道築造工事（区6-105号線外1路線）  
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内  
(4) 履 行 期 間 令和3年6月23日から令和3年9月30日まで  
(5) 契 約 金 額 4,697,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 矢島建設株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山1959  
(8) 概 要 路線延長 L=63.2m  
管体延長 L=60.9m  
硬質塩化ビニル管φ200 L=60.9m  
組立1号マンホール 3箇所  
取付け管及び樹 6箇所  
取付け管 2箇所  
(9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-105号線外2路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費においてコストが削減できることから、当該工事の受注者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 電気通信工事   |
| (2) 件名    | 越谷第一ポンプ場遠方監視制御設備改修工事   |
| (3) 場所    | 越谷市南越谷三丁目23番地  |
| (4) 履行期間  | 令和3年6月28日から令和4年2月28日まで   |
| (5) 契約金額  | 66,000,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | メタウォーター株式会社<br>さいたま営業所   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-38-1   |
| (8) 概要    | 越谷第一ポンプ場遠方監視制御設備更新（インターフェイスコントローラ）一式   |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由：更新対象となる遠方監視制御設備が監視しているポンプ場・排水機場は、昼夜問わず稼働しており、市民生活に係る重要な施設である。<br>本工事では、遠方監視制御設備の機能を維持したまま一部設備の更新を行うことから、製造業者以外では設備を更新することができない。そのため、当該設備の機能維持に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、製造業者であるメタウォーター株式会社さいたま営業所と特命随意契約を締結するものである。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事                |
| (2) 件名    | 脱臭設備修繕（間久里ポンプ場外3か所）     |
| (3) 場所    | 越谷市千間台東三丁目33番地1外3か所     |
| (4) 履行期限  | 令和3年6月28日から令和3年12月17日まで |
| (5) 契約金額  | 4,620,000円（税込み）         |
| (6) 受注者   | 荏原実業株式会社<br>関東支社        |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-1-4      |
| (8) 概要    | 脱臭剤交換修繕 一式              |

- |        |   |
|--------|---|
| (9) 理由 | <p>随意契約該当理由<br/>脱臭設備は、汚水ポンプ同様に継続的に使用される設備であり、衛生環境を維持するための重要な設備である。<br/>そのため、高品質な修繕が可能な信頼のおける業者と契約する必要があり、価格面の競争を主眼とした競争入札では、その確保が難しいため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。</p> <p>特命の理由<br/>脱臭設備は、継続的に利用されるために信頼のおける業者と契約する必要がある。<br/>また、責任の所在を明確にするために当製品のメーカーであり、施工者である荏原実業株式会社関東支社を契約の相手方とする。</p> |
|--------|---|

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 補償コンサルタント（登録有） 不動産鑑定   |
| (2) 件名    | 令和4年度固定資産評価の時点修正に関する業務委託   |
| (3) 場所    | 越谷市千間台東一丁目6番15外598箇所   |
| (4) 履行期間  | 令和3年6月9日から令和3年10月15日まで   |
| (5) 契約金額  | 7,808,075 円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤4-1-1   |
| (8) 概要    | <p>固定資産（土地）については、地方税法附則第17条の2の規定により、基準年度の価格を3年間据え置くこととされている地方税法第349条の規定に関わらず、据え置き年度である令和4年度においても地価が下落していると認められる地域に対して前年度の価格によるものが課税上著しく均衡を失すると認められる場合には、市長が価格の修正を行うことができるとされています。</p> <p>本業務は、令和4年度の土地の評価額の修正の可否を判断するにあたり、不動産鑑定士による鑑定評価を活用し、令和2年1月1日から令和3年7月1日までの本市における地価の下落状況を把握するため、標準宅地599地点の不動産鑑定評価を専門業者に委託するものです。</p>               |
| (9) 理由    | <p>随意契約理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約。</p> <p>標準宅地の時点修正率を求める鑑定評価には、越谷市の地域特性を十分に把握し、固定資産の鑑定評価について十分に精通している者を相手方にする必要があり、価格面を主眼とした競争入札ではその確保が難しいことから随意契約とするものです。</p> <p>特命理由：令和3年度標準宅地の鑑定評価を行った者が同一標準宅地の時点修正鑑定評価を行うことにより、より正確で適正な地価動向の把握が可能となり、かつ越谷市周辺市町との接点部及び埼玉県内の市町村の時点修正率の調整並びに不動産鑑定士間の情報交換を円滑に行うことが可能になるため、下記推薦業者を契約の相手方とするものです。</p> |



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| (1) 種別    | 管工事                          |
| (2) 件名    | 中央市民会館中央監視・空調自動制御機器修繕        |
| (3) 場所    | 越谷市越ヶ谷四丁目1番1号                |
| (4) 履行期限  | 令和3年7月5日から令和3年10月29日まで       |
| (5) 契約金額  | 1,738,000円(税込み)              |
| (6) 受注者   | アズビル株式会社<br>ビルシステムカンパニー北関東支店 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-2          |
| (8) 概要    | 中央監視装置及び空気調和設備の自動制御機器の修繕を行う。 |

- |        |   |
|--------|---|
| (9) 理由 | 特命随意契約理由：本件は、中央監視装置及び空気調和設備の自動制御機器の修繕であり、作動しなくなると、施設管理において大きな支障をきたすことになります。<br>当該製品は、下記推薦業者である、アズビル株式会社製であり、機器の設置や設置盤の加工、修理後のシステム設定など、当該業者しか行えないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本機器の製造メーカーである、アズビル（株）ビルシステムカンパニー北関東支店と特命随意契約を締結するものです。 |
|--------|---|

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 管工事  
(2) 件 名 保健所空調機修繕  
(3) 場 所 越谷市東越谷十丁目31番地  
(4) 履 行 期 限 令和3年7月16日から令和3年8月31日まで  
(5) 契 約 金 額 1,342,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社ナカノヤ  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市大沢3-28-11  
(8) 概 要 空調機修繕 8台

- (9) 理 由 特命随意契約理由：  
本修繕は保健所の空調機の修繕であり、機器等の故障に関する責任の所在の明確化を図るために、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該空調機等の新設工事を施工し、かつ現在の保守管理業者である株式会社ナカノヤに、特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事   |
| (2) 件名    | 東越谷第二ポンプ場汚水ポンプ修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市宮前一丁目1番地13  |
| (4) 履行期限  | 令和3年7月26日から令和3年11月30日まで  |
| (5) 契約金額  | 4,620,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 新明和アクアテクサービス株式会社<br>北関東センター  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市北区宮原町4-43-20   |
| (8) 概要    | ・No. 1・2汚水ポンプの交換 一式  |
| (9) 理由    | 特命随意契約該当理由<br>本修繕は、経年劣化した新明和工業株式会社製汚水ポンプの修繕を行うものです。ポンプ本体の交換を行う際に、既設配管接続部が同一のメーカーである必要があるため、製造メーカー以外の者に修繕させた場合、今後の運転に支障をきたす恐れがあります。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本設備の知識や現場の状況等に精通した製造メーカー系列会社である新明和アクアテクサービス株式会社と特命随意契約するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 千間台第一ポンプ場No.2 汚水ポンプ修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市千間台西四丁目4番地   |
| (4) 履行期限  | 令和3年7月26日から令和3年10月29日まで   |
| (5) 契約金額  | 3,190,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 新明和アクアテクサービス株式会社<br>北関東センター   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市北区宮原町4-43-20  |
| (8) 概要    | No.2 汚水ポンプ（CN250G）修繕 一式   |
| (9) 理由    | 特命随意契約該当理由<br>本修繕は、故障した新明和工業株式会社製汚水ポンプの修繕を行うものです。ポンプの分解・整備を実施するにあたり、製造メーカー以外が修繕を行うとポンプの品質性能及び製品の補償を得ることが不能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本設備の知識や現場の状況等に精通した製造メーカー系列会社である新明和アクアテクサービス株式会社と特命随意契約するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 種別    | 電気工事                                |
| (2) 件名    | 市役所第二庁舎登退庁システム用モニター設置工事             |
| (3) 場所    | 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号                       |
| (4) 履行期間  | 令和3年7月26日から令和3年9月30日まで              |
| (5) 契約金額  | 3,960,000円(税込み)                     |
| (6) 受注者   | 八洲・昭電特定建設工事共同企業体<br>代株式会社八洲電業社 川口支店 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県川口市中青木5-11-2                     |
| (8) 概要    | 第二庁舎3階、4階に登退庁システム用モニターを設置する。        |

- |        |   |
|--------|---|
| (9) 理由 | <p>本工事は、越谷市役所第二庁舎3階、4階に登退庁システム用のモニターを設置する工事です。工事期間内である越谷市役所新庁舎建設工事（本庁舎部分は、引渡し済）にて設置した登退庁システムに接続するため、新庁舎建設工事と密接に関係し、登退庁システムの内容を熟知しているものが本工事を施工する必要があり、施工に係る責任の所在を明確にする必要がある。</p> <p>これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、越谷市役所新庁舎建設工事（電気設備）の受注者である、八洲・昭電特定建設工事共同企業体と特命随意契約を締結するものです。</p> |
|--------|---|

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 建設コンサルタント（登録有）  |
| (2) 件名    | 越谷市立小中一貫校整備PFI事業アドバイザー業務委託  |
| (3) 場所    | 越谷市蒲生旭町1番84号外   |
| (4) 履行期間  | 令和3年7月1日から令和4年9月30日まで   |
| (5) 契約金額  | 56,925,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社建設技術研究所<br>関東事務所  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区上木崎1-14-6  |
| (8) 概要    | <委託の概要><br>本業務は、越谷市立小中一貫校基本計画策定支援等業務委託を通じて検討したPFI手法の事業スキームにより実施するにあたり、本事業を実施する民間事業者の募集・選定・契約手続きに係る業務及びその関連業務の支援を委託するものであり、第三者の高度な技術知識及び経験等によらなければ目的の達成が困難な業務であるため、本業務を委託するものです。   |
| (9) 理由    | <特命理由><br>本業務は、越谷市立小中一貫校整備基本計画策定支援等業務委託において作成した基本計画に基づき、本事業を実施するため、実施方針作成、契約締結の手続きに係る業務等の支援を行う業務であり、基本計画の作成に至る検討経過を踏まえ、本市の意向を実現できる民間事業者提案を引き出す必要があります。そのためには、当該基本計画策定支援等業務を通じて蓄積された本事業に関する知見や民間事業者への市場調査により得られた情報を引き続き蓄積し、要求水準書や入札説明書（募集要項）に正確に反映させなければ本事業は、実現できないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該業務委託を受注し、業務内容に精通した（株）建設技術研究所関東事務所と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 地質調査（登録有）  
(2) 件 名 土壤概況調査業務委託
- (3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内
- (4) 履 行 期 間 令和3年7月16日から令和3年10月29日まで  
(5) 契 約 金 額 1,496,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 中央開発株式会社  
関東支店  
(7) 受注者住所 埼玉県川口市西青木3-4-2
- (8) 概 要 表土調査（試料採取等） 1箇所  
本業務は、西大袋土地区画整理事業地内の88街区における土壤概況調査業務委託であり、第三者の高度な技術、知識及び経験等によらなければ目的達成が困難なため、委託するものです。
- (9) 理 由 本業務は、令和2年度に実施した地歴調査業務委託と関連しており、地歴調査の結果確認された汚染のおそれの区分に基づいて、土壤概況調査を行います。  
本業務で実施する土壤概況調査の対象箇所における資料調査、現地調査等で収集した情報については、地歴調査業務委託の受注者である中央開発株式会社が保有しており、調査結果に基づいて土壤汚染のおそれがあると想定される特定有害物質の種類を選定しているため、地歴調査業務委託の成果及び資料の活用が不可欠であり、かつ既存の調査結果との整合性を図る上で必須であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該地歴調査業務委託を受注し、業務内容に精通した中央開発株式会社と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 管工事  |
| (2) 件名    | 蒲生第二小学校エアコン移設工事  |
| (3) 場所    | 越谷市蒲生旭町1番75号   |
| (4) 履行期間  | 令和3年8月5日から令和3年10月29日まで   |
| (5) 契約金額  | 2,090,000 円(税込み)   |
| (6) 受注者   | P F I こしがや学習環境整備株式会社   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市大沢3-28-11  |
| (8) 概要    | 工事の概要：別途発注工事である蒲生第二小学校校舎改修工事に伴い、間仕切り壁位置が変更となるため、エアコンを移設する。   |
| (9) 理由    | 特命の理由：本工事は、別途工事である蒲生第二小学校校舎改修工事に伴い、既存エアコン室内機を移設するものです。既存エアコンの維持管理はP F I こしがや学習環境整備株式会社がおこなっていることから、施工後の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、P F I こしがや学習環境整備株式会社と特命随意契約を締結するものです。 |



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 下水道マンホール蓋交換工事（越谷第四処理分区）  
(3) 場 所 越谷市千間台東四丁目地内外  
(4) 履 行 期 間 令和3年8月10日から令和3年10月29日まで  
(5) 契 約 金 額 2,145,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 太陽建設工業株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市谷中町4-143  
(8) 概 要 マンホール蓋交換 9箇所  
付帯工 1式

- (9) 理 由 【特命随意契約理由】  
本工事は、越谷・松伏水道企業団発注の舗装工事と一連で作業することにより、工期の短縮・円滑な施工・安全性を確保できるとともに、経費の合算によりコストを削減できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記の舗装工事の受注者である太陽建設工業株式会社に特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 盛土整地工事（127街区）  
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内  
(4) 履 行 期 間 令和3年8月11日から令和3年10月29日まで  
(5) 契 約 金 額 3,729,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 矢島建設株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山1959  
(8) 概 要 敷地造成工 A=1646m<sup>2</sup>  
掘削 V=229m<sup>3</sup>  
購入土盛土 V=27m<sup>3</sup>  
発生土盛土 V=351m<sup>3</sup>  
(9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-105号線外2路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より現場管理費及び一般管理費においてコストを削減できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記既設工事の受注者である矢島建設株式会社と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 建築一式工事  |
| (2) 件名    | 越谷市斎場防水改修工事   |
| (3) 場所    | 越谷市大字増林3989番地1  |
| (4) 履行期間  | 令和3年8月16日から令和4年3月15日まで  |
| (5) 契約金額  | 109,450,000円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 株式会社大林組<br>関東支店   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2  |
| (8) 概要    | 工事の概要<br>越谷市斎場の屋根外壁面防水改修工事<br>1) 屋根・外壁面および笠木等金物廻りのシーリング打ち替えを行う。<br>2) 屋上露出防水のトップコート塗布を行う。<br>3) 外壁タイル面（炉室棟等）不良個所の調査及び補修を行う。   |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由<br>越谷市斎場は、PFI事業方式を採用しており、PFI越谷広域斎場株式会社に建設から20年間の運営・維持管理を委託しています。防水改修工事を行うにあたり、建設を行っていない事業者が工事を行った場合、施工後の不具合に対して責任分界点が不明確となるため、PFI事業期間中はこれを回避する必要があること、また、防水工事のために斎場の稼働を休止させることはできず、火葬や葬儀の進行にあわせて、工事に伴う騒音や臭気の発生を、現場と調整してコントロールできる事業者と契約を締結する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、PFI越谷広域斎場株式会社の構成企業である株式会社大林組と随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 機械器具設置工事  
(2) 件 名 大相模地区センターエレベーター耐震補強工事  
(3) 場 所 越谷市相模町三丁目42番地1  
(4) 履 行 期 間 令和3年8月20日から令和4年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 2,200,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 東芝エレベーター株式会社  
北関東支社  
(7) 受注者住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5  
(8) 概 要 乗用エレベーターの耐震補強工事を行う。

- (9) 理 由 特命随意契約理由  
本工事は、既設エレベーターの耐震補強をする工事であり、エレベーターの構造及び機器等の故障に関する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、製造者である、「東芝エレベーター株式会社北関東支社」と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事   |
| (2) 件名    | 一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設NO. 1回転円盤装置修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市大字砂原146番地1  |
| (4) 履行期限  | 令和3年8月27日から令和4年3月15日まで   |
| (5) 契約金額  | 18,920,000円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 株式会社神鋼環境ソリューション<br>東京支社  |
| (7) 受注者住所 | 東京都品川区西品川1-1-1<br>住友不動産大崎ガーデンタワー   |
| (8) 概要    | 一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設の回転円盤装置の交換。   |
| (9) 理由    | 本修繕は、浸出水処理施設の回転円盤装置の交換であり、機器等の故障等に関する責任の所在の明確化を図るために、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、水処理施設の設計・施工業者であり、かつ保守管理業者である株式会社神鋼環境ソリューション東京支社に、特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 下水道築造工事（区6-83号線外1路線）  
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内  
(4) 履 行 期 間 令和3年8月30日から令和3年11月30日まで  
(5) 契 約 金 額 2,112,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 矢島建設株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山1959  
(8) 概 要 路線延長 L=39.8m  
管体延長 L=38.4m  
硬質塩化ビニル管φ200 L=38.4m  
1号マンホール 1箇所  
取付管およびます 1箇所  
(9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-83号線外1路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費においてコストを削減できることから、当該工事の受注者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事   |
| (2) 件名    | 大袋駅自由通路内東口エスカレーター修繕  |
| (3) 場所    | 越谷市大字袋山地内  |
| (4) 履行期限  | 令和3年9月10日から令和3年12月24日まで  |
| (5) 契約金額  | 7,975,000 円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 三菱電機ビルテクノサービス株式会社<br>関越支社  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区仲町1-110   |
| (8) 概要    | 修繕概要：<br>エスカレーター設備機能維持のため修繕を行う。  |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由：<br>本修繕は既設エスカレーターの手摺及び踏段の円滑な稼働を持続させるために修繕するものであり、当該エスカレーターに精通している者以外に修繕させた場合、今後の運転に支障をきたす恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、構造及び機器等の知識や現場の状況等に精通している製造メーカーの三菱電機ビルテクノサービス株式会社に特命随意契約するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 電気工事  |
| (2) 件名    | 稠密水位計設置工事   |
| (3) 場所    | 越谷市新川町一丁目地内外  |
| (4) 履行期間  | 令和3年9月15日から令和3年12月10日まで   |
| (5) 契約金額  | 2,398,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社東建エンジニアリング  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区東町一丁目36番1号   |
| (8) 概要    | 工事概要：稠密水位計設置 2箇所  |
| (9) 理由    | 特命随意契約該当理由：<br>本工事は、大雨等における河川等の水位監視を行うための水位計を設置する工事である。<br>水位監視にあたっては、現在、主要な雨水幹線1箇所において、大雨等による急激な水位変化を正確かつリアルタイムで把握するため、稠密水位計にて観測した水位データをクラウド通信サービスを利用し遠隔監視を行っている。<br>今後、本工事により設置する水位計と既設の水位計を一体的に運用し、効率的な水防活動を行なうためには、既存システムへの接続が必要となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定より当システム機器の製造メーカーである株式会社東建エンジニアリングと特命随意契約とするものである。 |



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 建築一式工事   |
| (2) 件名    | 旧越谷市物産展示場原状復帰工事  |
| (3) 場所    | 越谷市弥生町505番地2   |
| (4) 履行期間  | 令和3年10月13日から令和3年12月28日まで   |
| (5) 契約金額  | 3,300,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 東武谷内田建設株式会社<br>埼玉営業所   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市越ヶ谷本町2-4   |
| (8) 概要    | 旧越谷市物産展示場の原状復帰工事を行う  |
| (9) 理由    | 本工事は、東武鉄道高架下にある旧越谷市物産展示場を原状復帰する解体工事であり、特殊な敷地要件であることから、現場の状況に精通した業者と契約する必要があります。<br>また、列車運行に支障が生じた場合に列車防護の手配等を行う関係上、東武鉄道との連絡調整等を迅速に行える業者が特定されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、これらの条件に該当する「東武谷内田建設株式会社 埼玉営業所」と特命随意契約をするものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 大成川排水機場No. 2排水ポンプ改修工事   |
| (3) 場所    | 越谷市大成町一丁目207番地  |
| (4) 履行期間  | 令和3年10月25日から令和4年6月30日まで   |
| (5) 契約金額  | 7,700,000円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 荏原実業株式会社<br>関東支社  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-1-4  |
| (8) 概要    | 大成川排水機場No. 2排水ポンプ(φ700 140kW)の羽根車交換：一式  |
| (9) 理由    | 特命随意契約該当理由：<br>本工事は、老朽化した株式会社荏原製作所が製造した排水ポンプの羽根車を交換するものである。羽根車の交換にあたり、当該ポンプに精通している者以外に工事させた場合、今後の運転に支障をきたす恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本ポンプの知識や現場状況等に精通している製造メーカー特約店であり施工者である荏原実業株式会社関東支社と特命随意契約するものである。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 増森工業団地調整池改修付帯工事
- (3) 場 所 越谷市大字増森地内
- (4) 履 行 期 間 令和3年10月29日から令和3年12月24日まで  
(5) 契 約 金 額 7,887,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 オザワロード株式会社
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市大泊564-2
- (8) 概 要 調整池改修  
矢板護岸工  
床掘・・・210m<sup>3</sup>  
建設廃棄物収集・運搬・・・24回  
建設廃棄物処理・・・210m<sup>3</sup>
- (9) 理 由 本工事は、既発注の増森工業団地調整池改修工事の付帯で廃棄物の掘削・運搬・処分を行う工事であり、廃棄物として適切に処理するため、既発注工事と別業者で施工することができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、既発注工事の受注者であるオザワロード株式会社と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 測量（登録有）  |
| (2) 件名    | 3級水準点測量業務委託  |
| (3) 場所    | 越谷市西大袋土地区画整理事業地内外7か所   |
| (4) 履行期間  | 令和3年10月13日から令和4年3月11日まで  |
| (5) 契約金額  | 946,000円（税込み）  |
| (6) 受注者   | 東日本総合計画株式会社<br>越谷営業所   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-12-25   |
| (8) 概要    | 3級水準点測量観測 12.1km<br>本委託は、西大袋土地区画整理事業地内の経年変化による地盤沈下を観測し、地区内の公共施設等の精度を測るものであり、本業務を行なうにあたり専門的知識及び技術が必要となることから委託するものです。  |
| (9) 理由    | 当該業務は、現在、西大袋土地区画整理事業地内の測量業務（単価契約）を請け負っている東日本総合計画株式会社と特命随意契約を締結することにより、業務の一連性、観測精度の確保、期間の短縮が図れるとともに、諸経費において、コストが削減できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、前記業務委託の受注者である上記業者を特命の相手方とするものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 建設コンサルタント（登録有） 鋼構造及びコンクリート部門  |
| (2) 件名    | 橋梁調査業務委託（×切橋）   |
| (3) 場所    | 越谷市大字砂原地内外  |
| (4) 履行期間  | 令和3年10月27日から令和4年3月15日まで   |
| (5) 契約金額  | 8,140,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 八千代エンジニアリング株式会社<br>関東センター   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-1-7  |
| (8) 概要    | 計画準備 1式 現地踏査 1式 外観詳細調査及び現地計測 1式<br>調査・試験結果のとりまとめ 1式 診断・対策の方向性の検討 1式<br>施工計画 1式 設計条件の整理 1式 補強工法の検討 1式<br>関係機関協議 1式 モニタリング計画 1式<br>図面作成 1式 数量計算 1式 照査 1式 報告書作成 1式<br><br>本業務は、越谷市橋梁長寿命化修繕計画に位置付けられた橋梁のうち、老朽化に伴い、河川管理上の課題となっている橋梁について、その機能状態を把握するため、必要なデータの収集を行い、併せて補修・補強等の可能性を検証するものです。そのため、専門的な知識及び高度な技術と経験を必要とすることから、第三者へ委託するものです。  |
| (9) 理由    | 執行方法：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号<br>理由：本業務は、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託において、現地調査や橋梁点検結果などの基礎調査だけでは橋梁の健全性を再評価することが難しいと判断した橋梁について、学識経験者の意見を参考に、追加の橋梁調査を行うものです。<br>本業務は、現在委託中の関連調査であり、現地調査や橋梁定期点検結果などの情報及び分析評価については、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託の受注者である八千代エンジニアリング株式会社を実施しており、その成果は橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託に反映されることやこれまでの橋梁の健全性評価との整合性を図る上でも必須であることから、本業務を並行して進めることが可能な業者は八千代エンジニアリング株式会社のみとなるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該橋梁長寿命化修繕計画策定業務を受注し、業務内容に精通した八千代エンジニアリング株式会社と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 清掃施設工事  |
| (2) 件名    | リサイクルプラザ資源化施設缶類供給コンベヤ他修繕  |
| (3) 場所    | 越谷市大字砂原355番地  |
| (4) 履行期限  | 令和3年11月4日から令和4年3月18日まで  |
| (5) 契約金額  | 17,309,380円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 新明和工業株式会社<br>産機システム事業部環境システム本部営業部   |
| (7) 受注者住所 | 東京都台東区東上野5-16-5   |
| (8) 概要    | 1、缶類供給コンベヤ修繕<br>・エプロンパン及びコンベヤチェーン等の部品交換<br>2、びん類コンテナ自動反転機供給コンベヤ修繕<br>・ギヤモーター、プーリー及びチェーンの部品交換  |
| (9) 理由    | 特命随意契約該当理由<br>当業務は、特殊な機器の維持管理及び運転を熟知し、故障等の場合に迅速に対応できる信頼のある業者と契約する必要があります。また、機器の保守・修繕等に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定より、プラント設計施工メーカーである新明和工業株式会社産機システム事業部環境システム本部営業部を相手方として1者特命とします。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 下水道築造工事（区6-178号線）  
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内  
(4) 履 行 期 間 令和3年11月29日から令和4年1月31日まで  
(5) 契 約 金 額 1,628,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 有限会社杉本土建  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山2059-1  
(8) 概 要 路線延長 L=29.9m  
管体延長 L=29.0m  
硬質塩化ビニル管φ200 L=29.0m  
組立1号マンホール 1箇所  
(9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-178号線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費においてコストが削減できることから、当該工事の受注者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 管工事   |
| (2) 件名    | 市役所第二庁舎1階及び2階系統空調設備改修工事   |
| (3) 場所    | 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号   |
| (4) 履行期間  | 令和3年12月3日から令和4年3月25日まで  |
| (5) 契約金額  | 43,450,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 太平・ナカノヤ・豊田特定建設工事共同企業<br>代株式会社太平エンジニアリング北関東支店  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市中央区大字下落合1050<br>-2 与野太平ビル6階   |
| (8) 概要    | 第二庁舎1階（A-C-A・B・C、P-C-a）系統、2階（A-C-D、P-C-b）系統、1、2階EVホール（P-C-e）系統の空調室外機と空調室内機を交換する。  |
| (9) 理由    | <p>本工事は、越谷市役所第二庁舎1階及び2階の空調設備を改修するものであり、経年劣化により空調機を大々的に更新するとともに、併せて制御設備も改修する工事である。制御設備については、今後、（仮称）市民協働ゾーン完成と共に、本庁舎、第二、第三庁舎一体となった制御システムを構築する予定であり、一部供用開始をしている越谷市役所新庁舎建設工事（機械設備）で設置した集中管理リモコンと密接な関係性がある。</p> <p>このことから、集中管理リモコンを設置し、市役所全体の空調設備を熟知しているものが本工事を施工することにより安全性が確保され、施工に係る責任の所在が明確になることが期待できるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、越谷市役所新庁舎建設工事（機械設備）の受注者である、「太平・ナカノヤ・豊田特定建設工事共同企業体」と特命随意契約を締結するものです。</p> |



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事
- (2) 件 名 盛土整地工事（111街区外1街区）
- (3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内
- (4) 履 行 期 間 令和3年12月9日から令和4年3月15日まで
- (5) 契 約 金 額 4,840,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者 矢島建設株式会社
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山1959
- (8) 概 要 敷地造成工 A=919.6m<sup>2</sup>  
掘削 V=87m<sup>3</sup>  
購入土盛土 V=331m<sup>3</sup>  
流用土盛土 V=140m<sup>3</sup>  
土砂等運搬 V=87m<sup>3</sup>
- (9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-91号線外2路線）と施工箇所が近接しているため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より現場管理費及び一般管理費においてコストを削減できることから、当該工事の受注者である矢島建設株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 道路補修工事（市道60912号線）  
(3) 場 所 越谷市神明町三丁目地内  
(4) 履 行 期 間 令和3年12月10日から令和4年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 10,505,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 有限会社沖田土木  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市向畑528-4  
(8) 概 要 L=100.3m W=4.0m  
道路土工1式  
舗装工：下層路盤（t=200）106㎡  
上層路盤（t=100）106㎡  
不陸整正（t=30）219㎡  
表層（t=40）326㎡  
排水構造物工：側溝（240×240）139.1m  
側溝（240×300）49.4m  
管渠（Φ200）8.7m  
集水樹 4基  
構造物撤去工：1式  
(9) 理 由 【随意契約理由】  
本案件は、過去2回の入札を実施しましたが、入札に付し落札者がなかったため中止となったものです。そのため、地方自治法施工令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。  
なお、本案件は、市内業者を対象に対応を確認したところ、受注意欲があることを確認できたため、随意契約による執行とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 盛土整地工事（87-1街区）  
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内  
(4) 履 行 期 間 令和3年12月10日から令和4年2月28日まで  
(5) 契 約 金 額 9,020,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 太陽建設工業株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市谷中町4-143  
(8) 概 要 敷地造成工 A=1479.6m<sup>2</sup>  
掘削 V=634m<sup>3</sup>  
購入土盛土 V=653m<sup>3</sup>  
土砂等運搬 V=634m<sup>3</sup>  
(9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-66号線）と施工箇所が近接しているため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より現場管理費及び一般管理費においてコストを削減できることから、当該工事の受注者である太陽建設工業株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 排水路整備工事（3-5）  
(3) 場 所 越谷市相模町二丁目地内  
(4) 履 行 期 間 令和3年12月22日から令和4年3月24日まで  
(5) 契 約 金 額 8,800,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社鈴木組  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市赤山町2-180  
(8) 概 要 施工延長L=236.9m  
河床調整工L=236.9m  
(9) 理 由 【特命随意契約理由】  
本案件は、一般競争入札にて再度入札を実施しましたが、予定価格以内の応札者が無く、落札者の決定にいたりませんでした。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競合入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。  
なお、市内業者を対象に、受注意欲の確認をした結果、株式会社鈴木組に受注意欲があることを確認できたため、当該業者と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 道路改良工事（市道80275号線）  
(3) 場 所 越谷市大成町六丁目地内  
(4) 履 行 期 間 令和3年12月23日から令和4年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 11,000,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社N-CREW  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市越ヶ谷1-15-13  
ロイヤルビル201号室  
(8) 概 要 延長 L=101.4m 舗装幅員 W=6.0m  
道路土工：一式  
排水構造物工：U型側溝（300×300）74m、（田圃側）24m  
横断暗渠（300×300）5m  
集水樹（A）2基、（B）1基、（C）2基  
舗 装 工：下層路盤（t=30cm）103m<sup>2</sup>、  
上層路盤（t=10cm）103m<sup>2</sup>、  
不陸整正（t=3cm）420m<sup>2</sup>、表層（t=5cm）528m<sup>2</sup>  
付 帯 工：一式  
区画線工：溶融式区画線一式  
(9) 理 由 本案件は、過去2回の入札を実施しましたが、入札に付し落札者がなかったため、中止となったものです。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。  
なお、本案件は、市内業者を対象に対応を確認したところ、受注意欲があることを確認できたため、随意契約による執行とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 建設コンサルタント（登録有）   |
| (2) 件名    | （仮称）越谷市立地域スポーツセンター整備事業モニタリング業務委託   |
| (3) 場所    | 越谷市大沢二丁目10番21号外  |
| (4) 履行期間  | 令和3年12月10日から令和5年10月31日まで   |
| (5) 契約金額  | 25,076,700 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社建設技術研究所<br>関東事務所   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区上木崎1-14-6   |
| (8) 概要    | 【委託概要】本業務は、（仮称）越谷市立地域スポーツセンター整備事業について、PPP手法を導入して実施するため、民間事業者が実施する設計・建設等の確認支援業務を委託するものです。<br>【委託目的】本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的・効果的処理が図られると認められる業務であるため、委託するものです。  |
| (9) 理由    | 【特命理由】本業務は、（仮称）越谷市立地域スポーツセンター整備事業を受注した民間事業者が実施する設計・建設等の確認業務の支援を行う業務であり、本市の要求事項との整合性の確認をする必要があります。そのためには、当該基本計画及びアドバイザー業務を通じて蓄積されてきた本事業に関する知見がなければ、本事業を実現できないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該基本計画及びアドバイザー業務を受注し、業務内容に精通した株式会社建設技術研究所関東事務所と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 建設コンサルタント（登録有）   |
| (2) 件名    | 東越谷第一ポンプ場電気設備改築工事施工監理業務委託  |
| (3) 場所    | 越谷市東越谷二丁目13番地  |
| (4) 履行期間  | 令和3年12月17日から令和5年3月15日まで  |
| (5) 契約金額  | 4,070,000 円(税込み)   |
| (6) 受注者   | パシフィックコンサルタンツ株式会社<br>埼玉事務所   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-23-1<br>大同生命大宮ビル   |
| (8) 概要    | 委託概要：施工監理業務 一式<br><br>委託理由：本委託業務は、東越谷第一ポンプ場電気設備改築工事に伴う施工監理業務であり、高度な専門知識と専門技術が必要となる業務であるため専門業者に委託するものです。  |
| (9) 理由    | 特命随意契約該当理由<br>本委託は、東越谷第一ポンプ場電気設備改築工事に伴い施工監理業務委託するものです。<br>本委託を行うにあたり、令和元年度に実施した越谷市公共下水道ポンプ場施設改築実施設計業務委託（汚水）の成果及び資料を熟知している必要があります。また、ポンプ場の稼働状況や機器状態を把握した上でポンプ場を稼働させながら設計図書に沿った円滑な監理ができる業者と契約をする必要があることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該実施設計業務委託を受注し、業務内容に精通したパシフィックコンサルタンツ株式会社埼玉事務所と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 排水路整備工事（3-6）  
(3) 場 所 越谷市大間野町四丁目地内  
(4) 履 行 期 間 令和4年1月7日から令和4年3月24日まで  
(5) 契 約 金 額 4,895,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 有限会社沖田土木  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市向畑528-4  
(8) 概 要 施工延長L=105m  
河床調整工L=105m

- (9) 理 由 【特命随意契約理由】  
本案件は、指名競争入札にて再度入札を実施しましたが、予定価格以内の応札者が無く、落札者の決定にいたりませんでした。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競合入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。  
なお、市内業者を対象に、受注意欲の確認をした結果、有限会社沖田土木に受注意欲があることを確認できたため、当該業者と特命随意契約を締結するものです。



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | とび・土工・コンクリート工事   |
| (2) 件名    | 大袋中学校外構改修工事  |
| (3) 場所    | 越谷市大字大竹236番地   |
| (4) 履行期間  | 令和4年1月14日から令和4年3月25日まで   |
| (5) 契約金額  | 48,950,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社水谷工務店  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市七左町7-181-1   |
| (8) 概要    | <ul style="list-style-type: none"><li>・校庭に暗渠排水管を布設する。</li><li>・校庭の不陸整正工事を行う。</li></ul> |

- |        |  |
|--------|--|
| (9) 理由 | <p>特命随意契約理由</p> <p>本工事は、大雨の際に校庭の広範囲に水溜まりが生じ、学校運営に支障をきたしているため、校庭の改修を行うものである。水溜まりの改善には、令和2年度に発注し、令和3年6月に完成した大袋中学校外構改修工事における盛土の組成、排水計画及び校庭レベルに密接に関係することから、それらを熟知しているものが、本工事を実施することで高い施工精度を確保できるとともに、事前の排水計画確認、測量費用等の削減が図ることができる。さらに、学校運営状況を把握していることから、工事中における施設利用者への配慮を行うとともに安全と円滑な施工を実施することができる。</p> <p>これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、大袋中学校外構改修工事の受注者である株式会社水谷工務店と特命随意契約を締結するものである。</p> |
|--------|--|

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 管工事   |
| (2) 件名    | 出羽小学校エアコン移設工事   |
| (3) 場所    | 越谷市谷中町二丁目69番地   |
| (4) 履行期間  | 令和4年1月21日から令和4年3月15日まで  |
| (5) 契約金額  | 2,200,000円(税込み)   |
| (6) 受注者   | PFIこしがや学習環境整備株式会社   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市大沢3-28-11   |
| (8) 概要    | 工事の概要：別途発注工事である出羽小学校少人数教室改修工事に伴い、間仕切り壁位置が変更となるため、エアコンを移設する。   |
| (9) 理由    | 特命の理由：本工事は、別途工事である出羽小学校少人数教室改修工事に伴い、既存エアコン室内機を移設するものです。既存エアコンの維持管理はPFIこしがや学習環境整備株式会社がおこなっていることから、施工後の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、PFIこしがや学習環境整備株式会社と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 電気工事   |
| (2) 件名    | 市立病院外来照明LED化工事   |
| (3) 場所    | 越谷市東越谷十丁目32番地  |
| (4) 履行期間  | 令和4年1月31日から令和4年3月25日まで   |
| (5) 契約金額  | 9,628,300円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社カネクラ   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市蒲生愛宕町11-34   |
| (8) 概要    | 施設機能向上のため、2階外来廊下の照明器具をLED照明に改修する。  |
| (9) 理由    | 本案件は、過去2回の入札を実施しましたが、入札に付し落札者がなかったため不調となったものです。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。なお、本案件は、入札書の提出があった3社に対応可能か否かを確認したところ、受注意欲があることを確認でき、2社により随意契約による執行とするものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 土木一式工事   |
| (2) 件名    | 橋梁耐震整備工事（千代田橋）その2  |
| (3) 場所    | 越谷市大字増林地内外   |
| (4) 履行期間  | 令和4年3月16日から令和4年3月28日まで   |
| (5) 契約金額  | 23,430,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 池中建設株式会社   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷7-31-3  |
| (8) 概要    | 千代田橋（橋長L=52.5m、全幅員W=20.8m）<br>仮設工 1式   |
| (9) 理由    | 【特命随意契約理由】<br>本工事は、既設工事である橋梁耐震整備工事（千代田橋）と施工範囲が重なる箇所の工事を行うため、上記既設工事と密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・円滑な施工・安全性及び品質を確保できるとともに、経費の合算により削減が図られるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、上記既設工事の落札業者である池中建設株式会社と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 土木一式工事  |
| (2) 件名    | 公共修繕（御料堀）   |
| (3) 場所    | 越谷市東大沢三丁目地内外  |
| (4) 履行期限  | 令和4年3月24日から令和4年3月31日まで  |
| (5) 契約金額  | 2,420,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 有限会社沖田土木  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市向畑528-4   |
| (8) 概要    | 令和4年3月22日に土留部の破損が確認され、緊急修繕を実施しなければ道路陥没が発生し市民生活に多大な影響を及ぼす可能性があったため、令和4年3月24日に、文書によらず口頭にて決裁権者である課長の決裁を得て、執行しました。つきましては、執行後となりますが文書にて記録を残す必要があるため、起案いたします。               |
| (9) 理由    | 【特命随意契約理由】<br>土留部の破損が確認され、緊急修繕を実施しなければ道路陥没が発生する可能性があることから緊急に対応する必要があります。以上のことから、競争入札を実施する時間的余裕がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、早急に対応が可能である有限会社沖田土木と、特命随意契約を締結するものです。 |